



特別支援教育就学奨励費について



スマホで見た方はこちら

(須崎市ホームページへ)

須崎市教育委員会

1. 特別支援教育就学奨励費とは

須崎市では、須崎市立小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、その負担能力の程度に応じ就学のため必要な経費の援助を行うことにより、特別支援教育の充実を図ることを目的として、特別支援教育就学奨励費を支給しています。

2. 補助の対象となる方

須崎市立小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者。

(但し、既に就学援助制度等の認定を受けている方は除きます)

3. 補助の内容

費目	支弁区分		備考
	I段階・II段階	III段階	
学校給食費	保護者実費の半額		
通学費	全額給付	保護者実費の半額	保護者が通学に係る送迎の目的のみで私有車を運行する場合 校区外通学および小規模特認校への通学に係る費用は対象外
修学旅行費	保護者実費の半額 小学校限度額 (10,790 円) 中学校限度額 (28,860 円)		実施学年のみ
校外活動等参加費 (泊なし)	保護者実費の半額 小学校限度額 (800 円) 中学校限度額 (1,155 円)		交通費・見学料等 (食費は支給対象外)
校外活動等参加費 (泊あり)	保護者実費の半額 小学校限度額 (1,845 円) 中学校限度額 (3,105 円)		
学用品・通学用品 購入費	定額支給 小学校 (5,820 円) 中学校 (11,370 円)		学期ごと3回に分けて支給 (7月、12月、3月)
新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費 (1年生のみ)	保護者実費の半額 小学校限度額 (25,555 円) 中学校限度額 (30,490 円)		購入した品物の品名・金額・購入日が分かるもの(レシート・領収書等)の提出が必要
オンライン 学習通信費	※I段階のみ 1世帯あたり1名のみ 限度額 (7,000 円)		自宅にネット環境が整備されている家庭のみ

※令和5年度の補助額を掲載しています。限度額は年額です。

※放課後児童クラブ利用料についても一部補助が下りる場合があります。

4. 申請時のお願い

特別支援教育就学奨励費は生計を同一にしている世帯員全員の所得（給与所得控除後の金額）をもとに審査します。世帯員に須崎市外から転入した方がいる場合は、転入前の市町村で発行できる「課税証明書」の提出をお願いすることがあります。

世帯員の方は収入がなくても税務課または税務署で申告を行う必要があります。申告がない場合、所得金額が確認できないため審査できませんのでご注意ください。

5. 所得審査による支弁区分の決定

世帯の収入額により下記の支弁区分が決定されます。

支 弁 区 分	説 明
I 段階	収入額が需要額の1.5倍未満の対象者
II 段階	収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の対象者
III 段階	収入額が需要額の2.5倍以上の対象者

※需要額とは、生活保護基準により測定した保護者の属する世帯の需要額をいいます。

※需要額は世帯員数や年齢構成等で算定されるため、世帯ごとに異なります。

6. 「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」について

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」は購入実績に応じて支給（限度額有）されます。支給のためには、購入した品物の品名・金額・購入日が分かるもの（レシート・領収書等）の提出が必要となりますので各ご家庭で保管しておいてください。

品名がわからない場合は、補助を受けられない場合がありますのでご注意ください。

項 目	対 象 学 年	対 象 用 品
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	小・中1年生	新入学にあたっての学用品・通学用品 (ランドセル、制服、体操服、通学用靴、雨靴等)

7. 申請方法と問い合わせ先

特別支援教育就学奨励費は毎年5月中旬頃、通学中の小中学校から対象となる家庭へ必要書類を配付しています。認定は須崎市教育委員会において審査し、審査結果は学校を通してお知らせします。

年度途中でも申請は随時受け付けていますが、補助を受けられるのは認定日からとなります。申請を希望されるご家庭はまず小中学校へご相談ください。



制度についての疑問や申請に迷った時は、

須崎市教育委員会 学校教育課 学校教育係

TEL 0889-42-5291

までお問い合わせしてみてくださいね☆